

平成 30 年 11 月 30 日

本学教員の懲戒処分について

このたび、下記のとおり教員の研究活動上の不正行為が認められたため、懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

被処分者 准教授

(1) 処分事案の概要

本学運動科学科スポーツ科学専攻に所属する教員の、学内公募研究結果報告会での発表内容および報告書の内容に盗用の疑いがある旨の告発を受け、本学では調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。その結果、大学院生の修士論文を、当該学生の了承もしくは適切な表示なく流用する行為があり、研究活動上の不正行為（盗用）と認定いたしました。

また、調査の過程で、同教員による研究費の不適切な使用の疑いが発見され、調査委員会で調査した結果、本学の研究費の執行において不適切な会計・経理が判明いたしました。

(2) 処分年月日

平成 30 年 10 月 23 日

(3) 処分の内容

「学校法人二階堂学園賞罰規程」に基づき「戒告」処分とし、不適切な使用と認められた研究費の 2 分の 1 を返還させる。

(4) 再発防止策

本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究倫理の向上及び不正行為の防止に資するために学内体制を構築し、全教員に研究倫理教育の受講と誓約書の提出を義務付けております。しかしながら、研究結果の引用ルールや研究倫理に関する認識不足により、このような事態を生じたことは誠に遺憾であります。

今回の事案を厳粛に受け止め、より一層充実した研究倫理教育の徹底と公正な研究活動推進の取り組みを実施し、研究活動上の不正を生じさせないための措置を講じてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先：事務局学事課

T E L : 03-3300-2258